

平成27年度山梨県食品衛生監視指導計画のポイント

平成26年の県内における食中毒については、前年に比べると発生件数は減少したもの、比較的大規模なものが多く、患者数は増加しました。本年1月にも、仕出し弁当を原因とする大規模なノロウイルスによる食中毒が発生しました。また、食品への異物混入の事案が全国的に多数発生し、食品等事業者の衛生管理に対する問題が大きく取り上げられ、消費者の食の安全・安心に対する不安が増大しました。

平成26年5月及び10月に食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）が改正されたことに鑑み、山梨県食品衛生法施行条例に新たにHACCP（食品の安全性の向上が期待できる国際標準の衛生管理手法）を用いた衛生管理の基準等を追加します。

さらに、平成27年4月1日から、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度の創設を目指した食品表示法が施行されることになっています。

これらの状況を踏まえ、平成27年度は、食中毒防止対策、HACCPを用いた衛生管理手法の導入推進及び食品表示法による食品表示制度の周知に重点をおいた計画とします。

<重点的に監視指導すべき事項>

- 本県における過去3年及び全国的な食中毒の発生状況を踏まえ、ノロウイルス、カンピロバクター及び黄色ブドウ球菌などによる食中毒を防止するため、次の対策を実施することとしました。
 - ・食中毒防止対策（P 7）
- 食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）の改正に鑑み、山梨県食品衛生法施行条例に新たにHACCPを用いた衛生管理の基準を追加し、平成27年4月1日から適用することとしたため、講習会の開催、広報誌への掲載、施設の監視などをとおして、食品等事業者に対し、HACCPを用いた衛生管理手法の導入について積極的に指導を行うこととしました。
 - ・HACCPを用いた衛生管理手法の導入推進（P 9）
- 食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度の創設を目指した食品表示法が、平成27年4月1日に施行されることから、食品関連業者及び消費者に制度を周知することとしました。
 - ・食品表示法による食品表示制度の周知（P 9）